

## 加古川中央市民病院 滅菌用洗浄器保守点検業務 仕様書

本契約は、委託者である地方独立行政法人加古川市民病院機構を甲とし、本業務を行う受託者を乙とし、本仕様書により行うものとする。

### 1. 場所

加古川市加古川町本町 439 番地 加古川中央市民病院

### 2. 対象装置

装置名 : 洗浄器 WD86T

製造業者 : ゲティンゲグループ・ジャパン(株)

数 量 : 1 台

加入内容 : アドバンスド 6 年プラン

- ・年 2 回の定期点検
- ・高額部品を含む部品代
- ・出張費、技術料
- ・洗浄装置の場合は洗浄剤投入量の校正
- ・原則として平日 9 : 00～17 : 30 の対応  
(土日祝、夜間については別途緊急対応費が発生)

以下は含まない

- ・移設、バリデーション作業、装置撤去作業
- ・ラック、台車等の装置外アクセサリ
- ・装置外の配管等、本体以外の修理
- ・洗剤、記録紙等の日常消耗品

免責事項

- ・天変地異、紛争等により装置の修理
- ・病院設備トラブルに起因する修理
- ・著しい乱用、誤使用による修理
- ・製造業者が関与しない移設や改造に起因する修理

### 3. 契約期間

契約締結日から 6 年間

### 4. その他

- 1) 甲が所有する装置について、乙は本仕様書に則り本業務を行う。
- 2) 乙が本業務について再委託できる相手は、原則として上記の製造業者のみとする。  
但し事前に書面等で甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3) 乙は、医療機器が患者の生命活動に直結することを踏まえ、これに支障をきたさないよう細心の注意を払い、必要に応じて甲へ確認・報告を行いながら本業務を行うこと。
- 4) 乙は、本業務を実施し完了したときは、その旨を報告書等により甲へ報告した上で、甲へ業務委託料を請求するものとする。甲は請求を受けたとき、翌月の末日までに乙へ支払うものとする。なお、一度に請求する業務委託料は契約金額の12分の1とし、乙が定期点検を行った月に請求するものとする（6年間の契約期間で年2回の定期点検を行うため、全12回払とする）。
- 5) その他疑義が生じた場合は、甲乙協議によって決定すること。

以上